

IV 統計

1 所蔵統計

(1) 蔵書数(図書)

(平成25年3月31日現在 単位:冊)

	分類区分	館名						合計	一般書 構成比	
		総合	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉			
館内資料	一般書	0 総記	18,463	1,105	782	736	518	488	22,092	4.5%
		1 哲学	14,302	991	629	904	612	446	17,884	3.6%
		2 歴史・地理	38,910	2,971	3,451	2,864	2,309	2,026	52,531	10.7%
		3 社会科学	64,091	3,093	3,043	2,937	1,966	1,741	76,871	15.6%
		4 自然科学	24,226	2,002	1,771	1,661	1,127	1,289	32,076	6.5%
		5 工学	31,878	3,066	2,779	2,924	2,227	1,822	44,696	9.1%
		6 産業	17,060	1,157	1,241	1,115	753	808	22,134	4.5%
		7 芸術	32,694	2,598	2,909	2,804	1,939	1,943	44,887	9.1%
		8 語学	7,724	491	434	404	337	288	9,678	2.0%
		9 文学	114,121	13,008	13,413	10,058	9,919	7,980	168,499	34.3%
	一般書計	363,469	30,482	30,452	26,407	21,707	18,831	491,348	100%	
	児童書計	111,687	13,647	11,583	14,268	12,736	10,695	174,616		
	館内資料計	475,156	44,129	42,035	40,675	34,443	29,526	665,964		
	移動図書館資料計	18,229	—	15,254	—	—	—	33,483		
	合計	493,385	44,129	57,289	40,675	34,443	29,526	699,447		

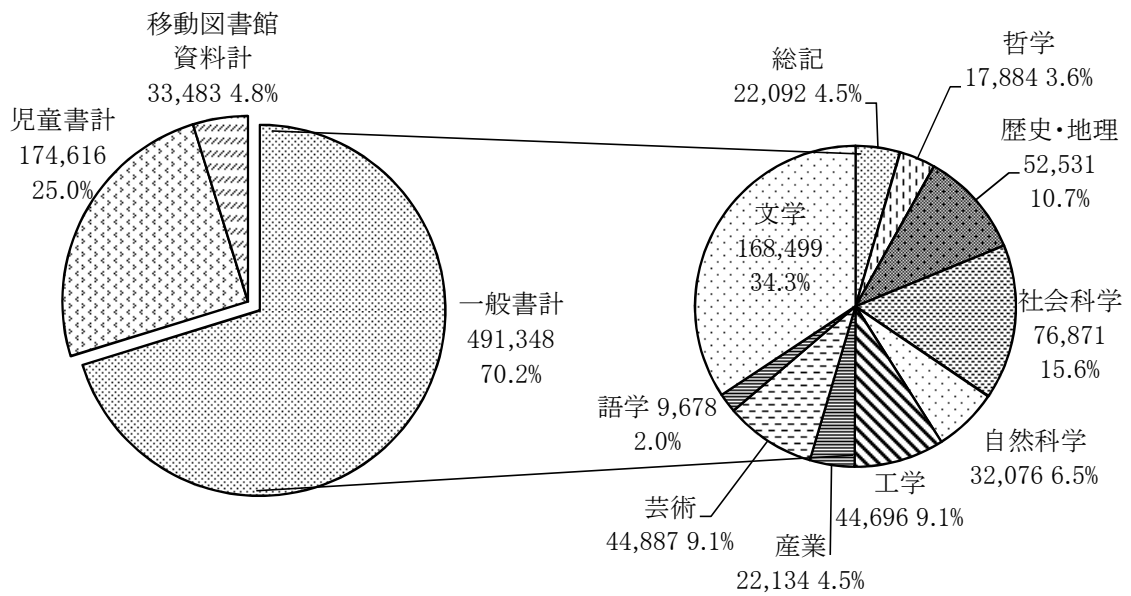
参考資料等の保有数(内数)

資料別	参考資料	16,749	590	541	575	401	391	19,247
	郷土資料	37,421	2,712	2,654	2,405	1,831	1,804	48,827
	福祉資料	7,711	—	—	—	—	—	7,711
	国際資料	11,717	—	—	—	—	—	11,717
	合計	73,598	3,302	3,195	2,980	2,232	2,195	87,502

年度別推移

年度	総合	B.M.いわき号	小名浜	勿来	B.M.しおかぜ	常磐	内郷	四倉	合計
15	214,807	27,002	44,653	42,659	13,468	39,608	37,071	30,311	449,579
16	225,312	22,222	47,043	43,217	13,854	41,200	38,506	32,268	463,622
17	240,453	22,131	47,934	44,443	14,547	43,037	38,753	32,921	484,219
18	262,603	18,654	49,203	46,597	11,113	43,949	38,599	32,898	503,616
19	400,668	17,378	49,851	44,508	11,686	43,020	35,997	33,068	636,176
20	411,854	19,158	42,195	45,464	12,434	42,721	32,886	33,057	639,769
21	430,137	17,540	46,780	46,263	13,519	40,453	32,881	26,405	653,978
22	448,087	17,589	41,280	41,438	13,956	37,257	30,995	28,461	659,063
23	460,059	15,842	39,945	42,136	11,425	38,044	30,819	28,147	666,417
24	475,156	18,229	44,129	42,035	15,254	40,675	34,443	29,526	699,447
	493,385			57,289					

蔵書(図書)構成比



(2) 視聴覚資料数

	CD	ビデオ	DVD	計
総合図書館	3,480	1,360	6,296	11,136

(3) 新聞・雑誌タイトル数

種別	所属館名		総合	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	合計
	種別	数							
雑誌	総タイトル数	357誌	355	53	44	34	39	33	558
	(内国内誌)	348誌	346	53	44	34	39	33	549
	(内外国誌)	9誌	9	0	0	0	0	0	9
新聞	総タイトル数	47紙	47	6	4	4	4	4	69
	(内国内紙)	45紙	45	6	4	4	4	4	67
	(内外国紙)	2紙	2	0	0	0	0	0	2

2 登録者数

(1) 実績

(平成25年3月31日現在 単位:人)

期別	館 登録区分 開館 日数	総合		小名浜	勿来		常磐	内郷	四倉	合計	一日平均
		本館	B.M いわき号		本館	B.M. しおかぜ					
H24.4	30	12,268	2,936	128	1,274	4,032	37	117	13	20,805	693.5
H24.5	29	2,507	6	459	169	641	74	130	6	3,992	137.7
H24.6	17	1,859	6	291	121	4	55	18	16	2,370	139.4
H24.7	30	950	3	87	60	1	31	22	20	1,174	39.1
H24.8	30	2,504	4	83	60	53	30	37	23	2,794	93.1
H24.9	28	457	6	38	21	19	36	11	30	618	22.1
H24.10	30	654	5	41	21	1	94	12	21	849	28.3
H24.11	29	1,210	4	37	21	2	111	17	5	1,407	48.5
H24.12	30	258	2	12	19	1	10	11	15	328	10.9
H25.1	29	419	3	167	25	0	15	9	10	648	22.3
H25.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
H25.3	30	427	0	49	33	2	28	21	18	578	19.3
合計	312	23,513	2,975	1,392	1,824	4,756	521	405	177	35,563	114.0
		26,488			6,580						

登録区分による内訳

平成24年度登録者の内訳

区分	館名	総合		小名浜	勿来		常磐	内郷	四倉	合計
		本館	いわき号		本館	しおかぜ				
館内	一般	6,714	—	819	577	—	242	149	97	8,598
	児童	16,799	—	573	1,247	—	279	256	80	19,234
移動	一般	—	646	—	—	639	—	—	—	1,285
	児童	—	2,329	—	—	4,117	—	—	—	6,446
合計		23,513	2,975	1,392	1,824	4,756	521	405	177	35,563

奉仕対象人口	本館	104,895	—	75,571	50,535	—	39,480	38,426	18,983	327,890
	移動	—	162,304	—	—	165,586	—	—	—	327,890

※ 奉仕対象人口の内訳は下記のとおり平成25年4月1日現在

※ 総合 平、小川、三和、川前

※ 常磐 常磐、遠野

※ 小名浜 小名浜

※ 内郷 内郷、好間

※ 勿来 勿来、田人

※ 四倉 四倉、久之浜・大久

※ 移動図書館奉仕対象人口は本館分の再掲

年度別推移

(単位：人)

館名 年度	総合		小名浜	勿来		常磐	内郷	四倉	合計
	本館	B.M.いわき号		本館	B.M.しおかぜ				
	計			計					
15	5,657	373	2,078	1,377	6,231	867	891	436	17,910
	6,030			7,608					
16	5,494	1,522	2,550	1,063	3,790	964	693	355	16,431
	7,016			4,853					
17	3,826	2,938	2,758	1,254	4,984	974	595	484	17,813
	6,764			6,238					
18	3,974	2,839	1,358	1,814	4,367	722	800	1,139	17,013
	6,813			6,181					
19	15,803	3,451	1,821	944	4,732	428	1,412	1,732	30,323
	19,254			5,676					
20	15,892	1,617	1,651	1,128	5,056	747	1,379	1,731	29,201
	17,509			6,184					
21	28,119	3,521	1,865	987	4,512	401	618	246	40,269
	31,640			5,499					
22	22,209	3,307	1,005	752	4,985	367	373	148	33,146
	25,516			5,737					
23	17,952	118	581	1,515	3,933	374	370	132	24,975
	18,070			5,448					
24	23,513	2,975	1,392	1,824	4,756	521	405	177	35,563
	26,488			6,580					

平成24年度末現在の有効登録者数（平成25年3月31日現在）

(単位：人)

		個人			団体		
		一般	児童	合計	一般	児童	合計
総	合	46,785	7,398	54,183	6,204	20,166	26,370
小	名 浜	6,675	1,423	8,098	570	747	1,317
勿	来	5,235	944	6,179	363	1,281	1,644
常	磐	3,718	784	4,502	181	221	402
内	郷	3,447	622	4,069	54	229	283
四	倉	2,497	474	2,971	51	119	170
移	いわき号	700	29	729	628	2,650	3,278
移	しおかぜ	431	34	465	602	4,008	4,610
	合 計	69,488	11,708	81,196	8,653	29,421	38,074
	合 計	一般	78,141	児童	41,129	総合計	119,270

※ 有効登録者：個人は期限5年間の利用登録期間が有効である登録者
 団体は期限1年間の利用登録期間が有効である登録団体の構成員

(2) 広域利用状況（登録者数）

（平成25年3月31日現在 単位：人）

利用者 在住市 登録受付市	いわき市	日立市	常陸太田市	高萩市	北茨城市	計
いわき市		69	7	34	401	511
日立市	19		22	267	160	468
常陸太田市	3	151		2	0	156
高萩市	17	87	1		151	256
北茨城市	60	27	0	37		124
計	99	334	30	340	712	1,515

3 貸出状況

(1) 貸出数

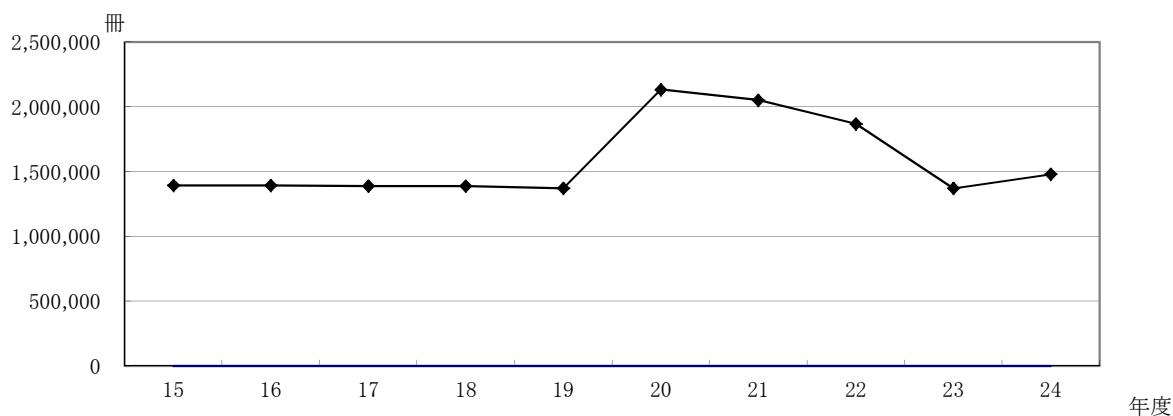
(平成25年3月31日現在 単位:冊)

館 資料 区分 期別	開館 日数	総合				小名浜	勿来			常磐	内郷	四倉	合計
		本館	B.M. いわき 号	公民館	大学 高専		本館	B.M. しおか ぜ	公民館				
H24.4	30	66,653	4,704	57	24	15,009	12,207	6,124	50	9,061	9,670	4,747	128,306
H24.5	29	66,586	5,172	62	18	15,460	10,408	6,335	58	8,302	8,720	4,346	125,467
H24.6	17	51,149	4,890	100	15	14,687	11,952	5,986	98	10,941	11,112	5,418	116,348
H24.7	30	76,391	3,176	81	23	18,567	13,508	2,769	59	10,981	11,304	5,712	142,571
H24.8	30	75,160	3,740	100	20	19,154	14,196	2,970	74	11,820	11,510	6,301	145,045
H24.9	28	68,915	5,095	139	8	16,365	12,935	6,346	46	10,327	10,371	5,762	136,309
H24.10	30	66,485	5,586	102	13	16,159	12,229	6,170	96	10,873	10,731	5,415	133,859
H24.11	29	66,218	5,618	125	11	16,621	12,067	6,531	59	10,327	10,384	5,143	133,104
H24.12	30	69,156	3,378	116	5	5,676	10,951	4,702	54	9,656	9,550	4,986	118,230
H25.1	29	87,049	7,142	172	13	16,551	13,926	7,334	73	12,064	11,439	6,407	162,170
H25.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H25.3	30	75,010	2,055	261	15	17,117	13,135	1,335	95	11,522	10,442	5,808	136,795
計	312	768,772	50,556	1,315	165	171,366	137,514	56,602	762	115,874	115,233	60,045	1,478,204
		820,808					194,878						

蔵書区分による内訳

館名 区分	総合				小名浜	勿来			常磐	内郷	四倉	合計	
	本館	B.M. いわき 号	公民館	大学 高専		本館	B.M. しおか ぜ	公民館					
館内	一般書	484,987	—	938	110	107,859	88,171	—	696	69,224	69,135	37,086	858,206
	児童書	283,785	—	377	55	63,507	49,343	—	66	46,650	46,098	22,959	512,840
移動	一般書	—	14,509	—	—	—	—	12,976	—	—	—	—	27,485
	児童書	—	36,047	—	—	—	—	43,626	—	—	—	—	79,673
合計	768,772	50,556	1,315	165	171,366	137,514	56,602	762	115,874	115,233	60,045	1,478,204	
	820,808					194,878							

貸出冊数年度別推移



年度別推移

(単位：冊)

館名 年度	総合				小名浜	勿来			常磐	内郷	四倉	合計
	本館	B.M.I.わかき号	公民館	大学高専		本館	B.M.I.おかざ	公民館				
15	435,811	45,240	-	-	225,030	200,710	62,629	-	154,545	172,157	95,541	1,391,663
	481,051					263,339						
16	437,121	50,767	-	-	231,561	196,617	61,678	-	153,005	170,303	91,041	1,392,093
	487,888					258,295						
17	457,802	50,005	-	-	232,922	171,887	68,103	-	147,080	165,754	93,931	1,387,484
	507,807					239,990						
18	439,287	56,122	-	-	238,516	183,908	62,171	-	144,727	167,909	94,141	1,386,781
	495,409					246,079						
19	647,657	37,371	-	-	189,796	141,752	42,831	-	118,230	121,080	71,027	1,369,744
	685,028					184,583						
20	1,172,965	53,999	974	-	250,978	197,115	59,381	194	156,456	148,398	91,406	2,131,866
	1,227,938					256,690						
21	1,090,643	54,726	1,000	-	251,504	195,563	59,852	496	155,567	148,749	92,373	2,050,473
	1,146,369					255,911						
22	979,910	53,915	1,181	111	229,511	175,089	63,620	475	145,635	133,740	84,745	1,867,932
	1,035,117					239,184						
23	723,245	48,017	745	104	157,583	133,519	52,413	564	92,714	108,983	52,079	1,369,966
	772,111					186,496						
24	768,772	50,556	1,315	165	171,366	137,514	56,602	762	115,874	115,233	60,045	1,478,204
	820,808					194,878						

- ※ 19年度はいわき総合図書館開館準備のため各館とも、8月は閲覧のみ、9月1日～10月24日は休館。
- ※ 東日本大震災による被害の影響で、22年度は、3月12日～3月31日は全館休館。23年度は、4月1日～5月22日(勿来・内郷・四倉)、4月1日～5月29日(総合)、4月1日～6月19日(小名浜・常磐)休館。
- ※ 24年度は、電源設備改修工事のため、12月6日～26日(小名浜)休館。図書館情報システム更新のため2月1日～28日(全館)休館。

AV資料貸出点数

(平成25年3月31日現在 単位:点)

	開館日数	総合	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	合計
H24.4	30	6,966	101	78	74	8	45	7,272
H24.5	29	6,531	95	100	46	20	34	6,826
H24.6	17	4,323	63	66	50	13	43	4,558
H24.7	30	6,978	80	97	46	26	47	7,274
H24.8	30	6,531	60	85	60	25	46	6,807
H24.9	28	6,005	26	69	88	14	52	6,254
H24.10	30	5,916	76	68	82	25	63	6,230
H24.11	29	6,303	56	48	75	22	53	6,557
H24.12	30	6,465	19	56	97	32	21	6,690
H25.1	29	6,731	60	81	58	20	16	6,966
H25.2	0	0	0	0	0	0	0	0
H25.3	30	6,418	25	43	32	11	24	6,553
計	312	69,167	661	791	708	216	444	71,987

AV資料年度別推移

(単位：点)

年度	総合	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	合計
22	105,790	1,770	1,093	1,190	526	735	111,104
23	71,879	774	596	961	213	187	74,610
24	69,167	661	791	708	216	444	71,987

- ※ 東日本大震災による被害の影響で、22年度は、3月12日～3月31日は全館休館。23年度は、4月1日～5月22日(勿来・内郷・四倉)、4月1日～5月29日(総合)、4月1日～6月19日(小名浜・常磐)休館。
- ※ 24年度は、電源設備改修工事のため、12月6日～26日(小名浜)休館。図書館情報システム更新のため2月1日～28日まで(全館)休館。

(2) 資料搬送実績

① 各館資料搬送状況

市内6館の相互協力・連携を図るため、毎日(毎月第3日曜日と年末年始を除く)巡回車を運行させ、市民への図書資料サービスの向上に努めている。

24年度実績集計表

(単位:冊)

送領館	総合	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	計
総合		46,900	31,923	25,056	33,467	19,411	156,757
小名浜	24,181		5,608	5,199	3,514	1,705	40,207
勿来	18,220	6,401		3,479	2,423	1,491	32,014
常磐	15,370	5,938	3,474		4,473	1,339	30,594
内郷	18,190	3,525	2,424	4,393		1,474	30,006
四倉	10,460	1,773	1,393	1,268	1,508		16,402
合計	86,421	64,537	44,822	39,395	45,385	25,420	305,980

稼働日数	日平均
347	882

年度別各館資料搬送数 推移

(単位:冊)

	総合	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	計
15	32,979	26,854	14,320	16,316	26,602	12,680	129,751
16	34,611	29,871	16,771	19,107	27,656	13,593	141,609
17	36,047	32,120	16,708	20,270	29,376	14,972	149,493
18	37,874	36,875	19,729	23,426	32,499	16,869	167,272
19	52,098	41,018	24,411	26,958	32,464	17,854	194,803
20	195,243	49,846	37,309	39,189	38,155	23,169	382,911
21	204,779	52,451	38,499	39,694	39,713	22,859	397,995
22	200,876	53,818	38,996	40,039	38,466	22,160	394,355
23	140,487	35,500	27,824	25,818	28,726	13,036	271,391
24	156,757	40,207	32,014	30,594	30,006	16,402	305,980

② 公民館貸出資料搬送状況

24年度実績

市内28 公民館	6,344 冊
-------------	---------

③ 市内大学・高専図書館との相互協力 資料搬送状況

24年度実績

いわき明星大学 東日本国際大学 福島高専 市立図書館	1,090 冊
-------------------------------------	---------

4 予約、相互貸借処理件数

(1) 予約・リクエスト処理件数

	総合	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	B.M.いわき号	B.M.しおかぜ	小計	合計
件数	78,003	6,197	6,543	4,012	3,597	2,977	1,593	492	2,085	103,414

(2) 相互貸借処理件数

① 借受

借受館名	冊数
福島県立図書館	107
県内公共図書館	24
県内大学図書館(I-TOSS)	15(14)
北日本図書館連盟加盟図書館 (道県立図書館)	28(13)
その他の公共図書館	5
県外大学図書館	1
国会図書館	15
合計	195

② 貸出

貸出館名	冊数
福島県立図書館	14
県内公共図書館	212
県内大学図書館(I-TOSS)	9(9)
北日本図書館連盟加盟図書館 (道県立図書館)	31(31)
その他の公共図書館	4
県外大学図書館	4
国会図書館	0
合計	274

(3) 相互協力(複写申込受付)

申込先	件数
国会図書館	27
大学図書館	1
県内公共図書館	1
合計	29

5 レファレンス処理件数

館名 種別	総合	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	合計	比率
口頭	6,832	1,816	1,263	912	1,224	662	12,709	96.85%
電話	333	2	7	9	1	2	354	2.70%
文書	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
メール	59	0	0	0	0	0	59	0.45%
合計件数	7,224	1,818	1,270	921	1,225	664	13,122	100%

6 障がい者サービス利用状況

(1) 視覚障がい者への郵送貸出

利用実績

年度	登録者数	貸出巻(冊)数			資料数(累計)[巻・冊数]		
		録音図書	点字図書	合計	録音図書	点字図書	合計
15	118	13,216	49	13,265	3,810	1,106	4,916
16	121	14,061	30	14,091	4,030	1,106	5,136
17	122	14,133	0	14,133	4,250	1,106	5,356
18	124	13,371	0	13,371	5,004	1,106	6,110
19	128	9,675	12	9,687	5,150	2,343	7,493
20	129	9,939	19	9,958	5,277	2,343	7,620
21	61	11,193	0	11,193	5,444	2,343	7,787
22	61	10,461	0	10,461	5,652	2,343	7,995
23	62	4,491	0	4,491	5,720	2,343	8,063
24	66	6,461	0	6,461	5,993	1,694	7,687

※ 資料のタイトル数は、録音図書1,971、点字図書704

なお、資料数のうち自館制作録音図書は、188タイトル

登録者数は、平成20年度までは累計、平成21年度より有効登録者数。

(2) 対面朗読サービス実績

利用実績

年度	開催回数	延べ利用者数	奉仕者延べ人数
15	107	229	214
16	106	208	210
17	107	186	214
18	102	160	184
19	81	122	143
20	91	112	164
21	77	81	154
22	82	93	150
23	47	43	84
24	47	56	86

7 赤ちゃんへのはじめての絵本事業実施状況

市内4地区3か所で年度を通じて行われる「10か月児健康診査」会場に司書等の図書館職員が出向き、絵本等の紹介や読み聞かせの重要性についての啓発活動を17年度から実施している。

【各地区における実施状況】

(平成24年4月10日～平成25年3月28日)

地区	会場	開催回数	読み聞かせ参加者数合計(人)	検診受診者数合計(人)
平内郷・好間・三和小川・川前地区	総合保健福祉センター	32	1,351	1,045
小名浜地区	小名浜市民会館	21	1,276	633
勿来・田人地区	勿来市民会館	12	604	324
常磐・遠野 四倉・久之浜・大久地区	総合保健福祉センター	11	440	319
合 計		76	3,671	2,321

8 視聴覚ライブラリー利用実績

機材 教材 団体 区分	機材の利用回数							教材の利用状況						観覧者の 合計
	16ミリ 映写機	スライド 映写機	OHP	プロジ クター	ビデオ 兼DVD プレー ヤー	スクリー ン	暗幕	16ミリフィルム			ビデオテープ・DVD			
								申込 件数	貸出 件数	観覧 者数	申込 件数	貸出 件数	観覧 者数	
保・幼	2	0	0	6	3	1	0	1	1	30	22	69	2,361	2,391
小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	18	1,325	1,325
中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	55	55
公民館	0	0	0	9	6	4	0	0	0	0	10	31	561	561
官公庁	0	0	0	15	9	11	0	0	0	0	8	30	524	524
その他	2	0	0	13	3	5	6	2	7	310	2	3	48	358
合計	4	0	0	43	21	21	6	3	8	340	49	155	4,874	5,214

9 指標

(1) 社会教育費における図書購入費の割合

$$\frac{\text{図書購入費 (54,200,000円)}}{\text{社会教育費 (2,577,652,000円)}} \times 100 = 2.10\%$$

(2) 人口1人当たりの図書館費

$$\frac{\text{図書館費 (609,759,000円)}}{\text{人口 (327,890人)}} = 1,859.65\text{円}$$

(3) 人口1人当たりの図書購入費

$$\frac{\text{図書購入費 (54,200,000円)}}{\text{人口 (327,890人)}} = 165.3\text{円}$$

(4) 登録率

$$\frac{\text{登録者数 (119,270人)}}{\text{人口 (327,890人)}} \times 100 = 36.4\%$$

(5) 人口1人当たりの貸出冊数

$$\frac{\text{貸出冊数 (1,478,204冊)}}{\text{人口 (327,890人)}} = 4.51\text{冊}$$

(6) 人口1人当たりの蔵書冊数

$$\frac{\text{蔵書冊数 (699,447冊)}}{\text{人口 (327,890人)}} = 2.13\text{冊}$$

(7) 蔵書回転率

$$\frac{\text{貸出冊数 (1,478,204冊)}}{\text{蔵書冊数 (699,447冊)}} = 2.11\text{回}$$

(※ 人口は、平成25年4月1日現在の現住人口である。)

V 条例・規則等

1 いわき市図書館条例

昭和42年3月31日
いわき市条例第26号

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(協議会)

第3条 いわき市立いわき総合図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 協議会の委員の定数は、10人とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

2 昭和41年いわき市告示第24号により施行された内郷市立図書館設置並びに管理条例（昭和35年内郷市条例第5号）は、廃止する。

3 この条例の施行前に内郷市立図書館設置並びに管理条例に基づきなされた委員の任命は、この条例によつてなされたものとみなす。

附 則（昭和42年7月6日いわき市条例第67号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第4条本文の規定にかかわらず、新たに任命された委員の任期は、昭和44年3月31日までとする。

附 則（昭和43年7月5日いわき市条例第28号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行に伴い、新たに任命された委員の任期は、いわき市図書館条例第4条本文の規定にかかわらず、昭和44年3月31日までとする。

附 則（昭和61年3月26日いわき市条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月26日いわき市条例第30号）

この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。

附 則（平成24年3月21日いわき市条例第34号）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に従前の協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第4条第1項の規定により、協議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における従前の協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表（第2条関係）

名 称	位 置
いわき市立いわき総合図書館	いわき市平字田町120番地
いわき市立小名浜図書館	いわき市小名浜愛宕上7番地の2
いわき市立勿来図書館	いわき市植田町南町1丁目2番地の2
いわき市立常磐図書館	いわき市常磐関船町作田1番地
いわき市立内郷図書館	いわき市内郷綴町榎下40番地の1
いわき市立四倉図書館	いわき市四倉町字東一丁目50番地

2 いわき市図書館規則

昭和60年10月1日

いわき市教育委員会規則第7号

いわき市図書館規則（昭和55年いわき市教育委員会規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、いわき市図書館条例（昭和42年いわき市条例第26号）第5条の規定に基づき、図書館の管理運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（いわき総合図書館の所掌事務）

第2条 いわき総合図書館は、図書館における事務事業の適正な執行を図るため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 図書館協議会に関すること。
- (2) 図書館の予算に関すること。
- (3) 図書館の事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 図書館職員の研修に関すること。
- (5) 図書館資料の収集及び廃棄に関すること。
- (6) 図書館の管理運営に関すること。
- (7) その他個々の図書館で処理することが適当でないと認められる事項に関すること。

（いわき総合図書館の係）

第3条 いわき総合図書館に次の係を置く。

総務管理係

情報資料係

（職及び職務）

第4条 図書館に館長を置き、必要に応じ、参事、副館長、企画主幹、図書企画専門員、主任主査、事業推進員、主査、事務主任及び主事を置く。

- 2 前項に掲げる職のほか、いわき総合図書館の係に係長を置く。
- 3 館長は、上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 参事は、上司の命を受け、図書館の事務に関する企画及び調整に参画する。
- 5 副館長は、館長の職務遂行を補佐し、図書館の事務を整理する。
- 6 企画主幹は、上司の命を受け、館長が定める特定の事務を掌理する。
- 7 図書企画専門員は、上司の命を受け、館長が定める特定の専門的な事務を処理する。
- 8 主任主査は、上司の命を受け、館長が定める特定の事務を処理する。
- 9 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。
- 10 事業推進員は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- 11 主査は、上司の命を受け、図書館の事務の一部を分担処理する。
- 12 事務主任は、上司の命を受け、図書館の事務の一部を分担処理する。
- 13 主事は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

（休館日）

第5条 図書館の休館日は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) いわき総合図書館 次に掲げる日

ア 1月1日

イ 館内整理日（月の最後の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日））

ウ 特別整理期間（春季の連続した14日以内の期間）

(2) 小名浜、勿来、常磐、内郷及び四倉図書館 次に掲げる日

ア 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

イ 月の第3日曜日

ウ 特別整理期間（春季の連続した14日以内の期間）

（開館時間）

第6条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) いわき総合図書館 午前10時から午後9時まで（日曜日、祝日法による休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までは午前10時から午後6時まで）
- (2) 小名浜、勿来、常磐、内郷及び四倉図書館 午前10時から午後7時まで（日曜日及び祝日法による休日は午前10時から午後6時まで）

(図書館資料の閲覧)

第7条 館内での図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の閲覧は、所定の場所で行なければならない。

(図書館資料の貸出)

第8条 図書館資料の貸出しは、個人貸出又は団体貸出とする。

(個人貸出)

第9条 個人貸出を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住し、在学し、又は勤務する者
 - (2) 福島県の区域内のうち、田村市(田村市滝根町の区域に限る。)、東白川郡鮫川村、石川郡平田村、石川郡古殿町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町及び双葉郡川内村の区域内の地域に居住する者(前号に該当する者を除く。)
 - (3) 茨城県の区域内のうち、日立市、常陸太田市、高萩市及び北茨城市の区域内の地域に居住する者(第1号に該当する者を除く。)
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、館長が認める者
- 2 個人貸出を受けようとする者は、いわき市立図書館利用カード交付申請書(第1号様式)を教育委員会に提出して、いわき市立図書館利用カード(第2号様式。以下「利用カード」という。)の交付を受けなければならない。
- 3 個人貸出の図書館資料は、1回につき図書15冊(福祉資料録音図書及び点字図書については、図書1冊に相当する分をもって1冊とみなす。)及び視聴覚資料2点以内とする。
- 4 個人貸出の期間は、14日以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(団体貸出)

第10条 団体貸出を受けることのできる団体は、その構成員が前条第1項第1号中に掲げる個人貸出の対象者であつて、代表者を定めた5人以上の読書グループとする。

- 2 前条(第1項を除く。)の規定は、団体貸出について準用する。この場合において、同条第2項中「個人貸出を受けようとする者は、いわき市立図書館利用カード交付申請書(第1号様式)」とあるのは「団体貸出を受けようとする読書グループの代表者は、いわき市立図書館利用カード交付申請書(第3号様式)」と、同条第3項中「個人貸出」とあるのは「団体貸出」と、「図書15冊(福祉資料録音図書及び点字図書については、図書1冊に相当する分をもって1冊とみなす。)」及び視聴覚資料2点」とあるのは「図書200冊」と、同条第4項中「個人貸出」とあるのは「団体貸出」と、「14日」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。

(郵送による個人貸出)

第11条 いわき総合図書館は、個人貸出の対象者のうち、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(次項において「手帳」という。)の交付を受けている者で、その障害の程度が、1級(視覚障害及び肢体不自由の場合は、1級から6級まで)である者に対しては、個人貸出を郵送により行うことができる。

- 2 郵送による個人貸出を受けようとする者は、第9条第2項に規定する利用カードの交付申請の際、手帳を提示しなければならない。
- 3 郵送による個人貸出の期間は、第9条第4項の規定にかかわらず、1月以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(移動図書館)

第12条 移動図書館は、館長が適当と認める地域を定期的に巡回し、図書館資料の貸出しを行う。

- 2 移動図書館における個人貸出の図書館資料は、第9条第3項の規定にかかわらず、1回につき30冊以内とする。
- 3 移動図書館から図書館資料の貸出しを受けた者は、当該図書館資料を次回の巡回時に移動図書館車に返却しなければならない。ただし、館長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しをしない図書館資料)

第13条 次の各号に掲げる図書館資料は、貸出しをすることができない。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重な図書館資料
- (2) 辞書、事典等閲覧の頻度が高い図書館資料
- (3) その他館長が特に指定した図書館資料

(貸出しの停止)

第14条 図書館は、図書館資料の貸出しを受けた者又は図書グループが当該図書館資料を期限内に返却することを怠つたときは、そのものに係る以後の貸出しを停止することができる。

(図書館資料の損傷又は紛失の届出等)

第15条 図書館の利用者は、図書館資料を損傷し、又は紛失したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

- 2 館長は、図書館資料の利用者が図書館資料を損傷し、又は紛失した場合は、損害賠償を命ずることができる。

(事務処理及び服務)

第16条 図書館における事務処理及び服務については、いわき市教育委員会事務局処務規程（昭和47年いわき市教育委員会訓令第2号）に基づく事務処理及び服務の例による。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、図書館資料の利用その他図書館の管理運営に関して必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則の規定は、施行日以後に図書館資料の貸出しを受けた者について適用する。

附 則（昭和61年6月28日いわき市教委規則第6号）

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日いわき市教委規則第9号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年2月25日いわき市教委規則第2号）

この規則は、平成5年3月1日から施行する。

附 則（平成5年8月20日いわき市教委規則第12号）

この規則は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成11年10月6日いわき市教委規則第8号）

この規則は、平成11年10月26日から施行する。

附 則（平成13年3月30日いわき市教委規則第2号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 いわき市立小名浜、勿来、常磐、内郷及び四倉図書館については、平成13年5月1日から適用する。

附 則（平成16年3月29日いわき市教委規則第9号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月23日いわき市教委規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日いわき市教委規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日いわき市教委規則第10号）

この規則は、平成19年10月25日から施行する。

附 則（平成21年3月31日いわき市教委規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日いわき市教委規則第3号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第6条にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日いわき市教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

3 いわき市立図書館協議会規則

昭和45年12月23日

いわき市教育委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市図書館条例(昭和42年いわき市条例第26号)第5条の規定に基づき、図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とし、任期は1年とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会の会議を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(招集)

第3条 協議会の会議は、委員長が招集する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に選任された委員長及び副委員長の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、昭和46年3月31日までとする。

4 いわき市立図書館資料収集方針

平成 19 年 11 月 22 日 制定

1 目 的

この方針は、いわき市図書館規則（昭和 60 年いわき市教育委員会規則第 7 号）の規定に基づき、いわき市立図書館の資料収集について有効な収集を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

- (1) 市民の生涯学習及び調査研究の拠点として、図書館サービス及び市民の教育文化の向上のため、広範囲な資料の収集を図る。
- (2) 資料の範囲は、利用者のニーズ等に十分配慮しながら、市民の教養、調査研究等に資するため、次に掲げる種類の一般的な資料から専門的な資料まで幅広く収集する。
 - ア 一般図書
 - イ 児童・ティーンズ図書
 - ウ 国際資料（外国語図書）
 - エ 参考図書
 - オ 地域・行政資料
 - カ 福祉資料（点字図書、録音図書等）
 - キ 逐次刊行物（新聞、雑誌等）
 - ク 視聴覚資料
 - ケ 電子資料
 - コ その他（マイクロフィルム、パンフレット類等）
- (3) 資料の選択においては、あらゆる思想、信条、学説、宗教、党派に対して中立かつ公平であることを心がける。
- (4) 蔵書に対する市民からの要望や意見を資料収集に生かすように努める。
- (5) 利用度の高い資料及び保存上必要な資料は、必要な範囲において複本を用意する。
- (6) 地域の課題解決に向けた取組みや、市民が日常生活をおくる上での問題解決に必要な資料や情報を、広範囲にわたって調査し、収集に努める。

3 いわき総合図書館重点整備方針

- (1) ビジネス支援等のレファレンス業務を軸にしたサービス展開を目指し、「社会科学」、「産業分野」等の蔵書の充実を図る。
- (2) 児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成に継続して役立つように、各分野の図書資料を幅広く収集するとともに、児童図書の研究資料の充実を図る。
- (3) 地域資料は、いわき市の文化的、風土的な特色を考慮し、いわき市関連資料をすべての分野で幅広く遡及的に収集し、調査研究のための資料の整備充実と、資料の保存を図る。

- (4) 広く市民の生活・文化・教養・研究・趣味及び娯楽等に資する資料を収集する。特に障がい者、外国人等それぞれの状況、ニーズに応じたサービスを行うため、福祉資料、国際資料の充実を図る。

4 地区図書館整備方針

- (1) 市民の一般教養・実用・趣味及び娯楽等に資する図書資料を収集する。
- (2) 総合図書館の図書資料整備方針と関連付けた、調査研究に資するための基礎的・入門的な資料を収集する。
- (3) それぞれの地域性に応じた蔵書構成に留意し、体系的な資料の充実を図る。

5 資料別収集基準

(1) 一般図書

一般図書は、市民の多様な要求に応えるため、地区図書館では入門的な図書を中心に収集する。また、総合図書館においては、入門書から専門的な図書まで幅広く系統的に収集する。各主題別収集基準は、「日本十進分類法」に即して次のとおりとする。

ア 総記

- (ア) 情報科学は、技術革新が著しい分野であることから、最新情報資料を充実するため、常に更新する。
- (イ) 図書館学及び図書に関する基本的資料は、積極的に収集する。
- (ウ) 叢書・全集については、編集、企画、造本等優れたものを厳選し収集する。

イ 哲学・宗教

- (ア) 哲学、倫理学は、世界の代表的、基本的なものについて収集する。
- (イ) 心理学は、主要な学派に関する基本書を体系的に収集する。
- (ウ) 宗教は、特定の宗教に偏らないように基本的なものについて収集する。

ウ 歴史・地理

- (ア) 歴史・地理に関する資料は、各時代、各地域にわたり系統立てて収集し、最新情報資料を充実させるため、常に更新する。
- (イ) 伝記は、各分野の代表的な人物を中心に多様な視点から収集する。
- (ウ) 旅行ガイドブックや各種地図は、信頼性の高い最新情報資料を充実させるため、常に更新する。

エ 社会科学

- (ア) 政治、経済、法律、社会、教育分野は、基礎的分野はもとより、社会情勢の変化に即応した資料の充実を図る。
- (イ) 特に経済分野は、図書館のビジネス支援の役割を踏まえ、関係機関との連携を密にしながら実務に即した資料を幅広く収集し、常にその更新を図る。
- (ウ) 福祉、介護等、暮らしに役立つ資料の整備充実を図る。
- (エ) 風俗習慣、民俗学は、各国（地域）にわたり収集する。

オ 自然科学・医学

- (ア) 自然科学は、基礎的な資料から専門的な資料まで幅広く収集し、調査研究等にも対応できるような資料群の整備充実を図り、最新情報資料を充実させるため、常に更新する。
- (イ) 医学は、基礎的な医学書はもとより家庭医学・健康・予防に関する最新情報資料を充実させるため、常に更新する。

カ 技術・家政学

- (ア) 工学、工業は、基礎的な資料から専門的な資料まで幅広く収集し、調査研究等にも対応できるような資料群の整備充実を図り、最新情報資料を充実させるため、常に更新する。
- (イ) 自然保護、環境問題等は、各分野の代表的なものを幅広く収集する。
- (ウ) 変化が激しいコンピュータ機器関連分野は、最新情報資料を充実させるため、常に更新する。
- (エ) 家政学分野は、生活科学全般の実用書を主に各分野の代表的なものを幅広く収集する。

キ 産業

- (ア) 農林水産業は、基礎的な資料から専門的な資料まで幅広く収集する。
- (イ) 園芸関係、ペット飼育等の資料は、実用書を中心に幅広く収集する。
- (ウ) 商業、交通、通信等の産業については、ビジネス支援の観点からも、各分野の代表的なものを幅広く収集する。

ク 芸術・スポーツ・娯楽

- (ア) 各分野について入門的な資料から、より高度な技術書まで幅広く収集する。
- (イ) 美術は、美術集、写真集等を幅広く収集する。
- (ウ) 音楽は、理論・歴史・教本・楽譜まで幅広く収集する。
- (エ) スポーツは、既存のものから最新のものまで幅広く収集し、体系的な資料整備を図る。
- (オ) 娯楽分野は、古典的なものから現代的なものまで幅広く収集する。

ケ 言語

- (ア) 日本語については、基本的な学問書、実用的な文例集等を揃えるほか、各種辞典類についても幅広く収集する。
- (イ) 外国語については、主要な言語の入門書、概説書及び辞典を重点収集する。

コ 文学

- (ア) 文学は、市民の関心が最も高く、最も利用の多い分野なので、世界各国の文学について各分野にわたり幅広く収集する。
- (イ) 詩歌、小説、随筆等は、古典から現代まで、魅力あるものを充実させるため、常に更新する。
- (ウ) 著名な文学者については、個人全集の他、伝記、作家研究、評論等も収集する。
- (エ) 大活字本は、幅広く収集し充実させる。

(2) 児童図書

児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成に継続して役立つように、各分野の資料を幅広く収集する。特にいわき総合図書館においては、児童図書の研究資料も積

極的に収集する。

(3) ティーンズ図書

ティーンズ図書は、青少年を対象に自己の可能性を発見し、すこやかな成長を手助けするのに役立つような資料を幅広く収集する。

(4) 国際資料

ア 国際資料は、外国語で書かれた各分野の基本的な資料から、国際化に対応した資料まで幅広く収集する。

イ 市内に在住する外国人の実態を把握し、その母国語で書かれた資料の充実を図る。

(5) 参考図書

ア 参考図書は、内容が正確で最新情報であり、調査研究のために検索が容易なものをあらゆる分野から選び幅広く収集する。

イ 資料の種類は、百科事典、辞典・事典、年鑑・年報、名鑑、統計書、便覧・ハンドブック、白書、図鑑、地図、年表、索引、書誌目録、新聞縮刷版、法令・判例、政府刊行物、電話帳等とする。

ウ 逐次的に刊行されるものについては、原則として継続収集する。

(6) 地域資料

地域資料は、市民が地域の過去と未来を明確に把握することができる資料群であって、公共図書館の蔵書構成の中心部分を形成するものである。

このため、収集の面で、他の地域に頼ることができないことを踏まえ、いわき市関連資料をすべての分野で幅広く遡及的に収集し、調査研究のための資料の利用提供と、資料保存を目的とするための整備充実を図る。

(7) ビジネス支援資料

ビジネス支援資料は、地域の事業所や起業に役立つ資料を収集し提供することが、地域経済活性化に貢献することから、特に法律・経営・工学・産業分野の資料充実を図る。

(8) 福祉資料

福祉資料は、一般の資料の利用が困難な障がい者等の利用に供するため、点字資料、録音図書、大活字本、字幕付きのビデオ、DVD等の資料を積極的に収集する。

(9) 逐次刊行物

ア 新聞は、全国紙及び地方紙を中心に収集する。専門紙、外国紙、機関紙などについては、利用度を考慮しながら幅広く収集する。必要に応じて、縮刷版・マイクロ化した資料も収集する。

イ 雑誌は、市民の要求に応じられるように、各分野における代表的なものを幅広く収集する。

(10) 視聴覚資料

視聴覚資料は、録音、映像資料（CD、ビデオ、DVD等）ともに市民の教養、文化、趣味等に資する資料を幅広く収集する。

(11) 電子化資料

電子化資料（電子的なかたちで情報が記録された資料でCD-ROM、DVD等が代表される）は、

各分野の参考資料及び地域資料を中心に幅広く収集する。

(12) インターネット資料

情報の新鮮度、即応性を補う目的で、積極的にインターネットの活用を図る。

(13) その他

この方針に定めるもののほか、資料収集に必要な事項は館長が別に定める。

5 いわき市図書館サービスネットワーク（I-TOSS）加盟図書館の相互協力に関する協定書

いわき市図書館サービスネットワーク（I-TOSS）加盟図書館の相互協力に関する協定書

いわき明星大学図書館、東日本国際大学・いわき短期大学昌平図書館、福島工業高等専門学校図書館及びいわき市立図書館は、各館の相互協力について、次のとおり協定書を締結する。

（名称）

第1条 この相互協力システムは、いわき市図書館サービスネットワーク（以下「I-TOSS」という。）と称する。

（目的）

第2条 I-TOSSは、相互に連携を図り、利用者等の生涯学習・教育・研究活動の推進に資することを目的とする。

（加盟図書館）

第3条 I-TOSSに加盟する図書館は、次のとおりとする。

- (1) いわき明星大学図書館
- (2) 東日本国際大学・いわき短期大学昌平図書館
- (3) 福島工業高等専門学校図書館
- (4) いわき市立図書館

（相互協力の内容）

第4条 相互協力に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 図書館資料・サービスの相互協力に関する事。
- (2) 職員の相互研修に関する事。
- (3) その他必要と認める連携協力に関する事。

（相互協力の事務取り扱い）

第5条 相互協力を行うための事務取り扱いについては、相互協力取扱要領を別に定めるものとする。

（事務）

第6条 I-TOSSに伴う事務は、いわき市立図書館が行う。

（補則）

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書を変更又は改廃する必要がある場合は、加盟図書館等が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、加盟図書館等が押印の上、各館1通を保有するものとする。

平成22年6月24日

福島県いわき市中央台飯野5丁目5番地の1

いわき明星大学図書館

館長 清水 信 行

福島県いわき市平鎌田字寿金沢37番地

東日本国際大学・いわき短期大学学術情報センター

昌平図書館

学術情報センター長 大 川 信 行

福島県いわき市平上荒川字長尾30番地

福島工業高等専門学校図書館

校長 奈 良 宏 一

福島県いわき市平字田町120番地

いわき市立いわき総合図書館

館長 新 妻 秀 次

6 いわき市と茨城県北4市（日立市・常陸太田市・高萩市・北茨城市）における市立図書館の広域利用に関する協定書

市立図書館の広域利用に関する協定書

いわき市、日立市、常陸太田市、高萩市及び北茨城市（以下「5市」という。）は、市立図書館（以下「図書館」という。）の広域利用について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、5市の図書館の広域的なサービスの拡充を図り、もって住民の教養の向上と文化の発展に寄与することを目的とする。

（施設）

第2条 広域利用を実施する図書館は、各市の条例及び規則で定める施設とする。

（事業）

第3条 5市は、各市の図書館に関する条例、規則等に定めるところにより、貸出しその他広域利用の実施に必要な事業を行うものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めるもののほか、図書館の広域利用の実施について必要な事項は、別に定める。

（効力）

第5条 この協定は、平成23年7月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、5市の市長が記名押印の上、各1通を保管する。

平成23年4月28日

いわき市

いわき市長 渡辺敬夫

日立市

日立市長 檜村千秋

常陸太田市

常陸太田市長 大久保太一

高萩市

高萩市長 草間吉夫

北茨城市

北茨城市長 豊田稔

7 いわき市視聴覚ライブラリー条例

昭和50年3月27日

いわき市条例第28号

改正 平成19年6月26日いわき市条例第30号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、視聴覚ライブラリーを設置する。

(名称及び位置)

第2条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
いわき市立視聴覚ライブラリー	いわき市平字田町120番地

(業務)

第3条 いわき市立視聴覚ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学校、社会教育施設等に対する視聴覚機材、教材の供給に関すること。
- (2) 視聴覚機材、教材の利用促進のための解説資料等の作成及び配布に関すること。
- (3) 視聴覚機材、教材の利用促進のための研修及び指導の実施に関すること。
- (4) 視聴覚教材の制作及び視聴覚機材の補修に関すること。
- (5) その他視聴覚教育に関する機関、団体等との連絡、協力等に関すること。

(運営委員会)

第4条 ライブラリーの円滑な運営に資するため、視聴覚ライブラリー運営委員会を置くことができる。

(委任)

第5条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月26日いわき市条例第30号）

この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。

8 いわき市視聴覚ライブラリー管理規則

昭和50年3月31日

いわき市教育委員会規則第7号

改正 昭和50年4月22日いわき市教委規則第14号 昭和59年6月30日いわき市教委規則第11号
平成5年2月25日いわき市教委規則第1号 平成7年3月30日いわき市教委規則第15号
平成16年3月29日いわき市教委規則第10号 平成19年9月28日いわき市教委規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、いわき市視聴覚ライブラリーの管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(職及び職務)

第2条 ライブラリーに館長を置き、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

2 館長は、上司の命を受け、ライブラリーの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(休館日)

第3条 ライブラリーの休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1) 1月1日

(2) 館内整理日（月の最後の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日））

(3) 特別整理期間（春季の連続した14日以内の期間）

(開館している時間)

第4条 ライブラリーの開館している時間は、午前10時から午後9時まで（日曜日、祝日法による休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までは午前10時から午後6時まで）までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(利用者の範囲)

第5条 ライブラリーの機材及び教材は、次の各号の一に該当するものが、教育上の目的で利用する場合に限り、これを許可する。

(1) 各種教育機関

(2) 社会教育関係団体

(3) その他教育委員会が適当と認めるもの

(利用の手続)

第6条 機材及び教材の貸出しを受けようとするときは、機材、教材利用申込書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(貸出し期間)

第7条 機材及び教材の貸出し期間は、貸出しの日から5日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(賠償責任)

第8条 利用者は、故意又は過失により、その利用した機材又は教材に損害を与えたときは、教育委員会は当該利用者に損害の実費を弁償させることができる。

(事務処理及び服務)

第9条 ライブラリーにおける事務処理及び服務については、いわき市教育委員会事務局処務規程（昭和47年いわき市教育委員会訓令第2号）に基づく事務処理及び服務の例による。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月22日いわき市教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日いわき市教委規則第11号）

この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成5年2月25日いわき市教委規則第1号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日いわき市教委規則第15号）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（平成16年3月29日いわき市教委規則第10号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日いわき市教委規則第11号）

この規則は、平成19年10月25日から施行する。

平成25年度 いわき市の図書館
(いわき市立図書館年報)

平成25年6月発行

編集・発行 いわき市立いわき総合図書館
〒970-8026 いわき市平字田町120番地
TEL (0246) 22-5551
FAX (0246) 22-5438